

## 高岡市民病院経営懇話会設置要綱

### (目 的)

第1条 高岡市民病院（以下「病院」という。）の適正な運営及び健全な経営の推進に資するよう、病院経営の全般にわたり、病院外部の有識者から意見を求めるため、高岡市民病院経営懇話会（以下「懇話会」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 懇話会は、前条の目的達成のため、必要に応じ病院運営に関し意見を述べるとともに、経営改善に関する事項等について検討し、必要に応じ提言を行う。

### (委 嘱)

第3条 懇話会委員は、病院運営に関し豊富な識見を有する者のうちから、市長（病院開設者）が委嘱する。

2 委員の数は、5名以内とする。

### (組 織)

第4条 懇話会は、座長、副座長及び委員をもって組織する。

2 座長は、委員の互選により選出する。

3 副座長は、委員の中から座長が指名する。

4 懇話会には、病院運営状況等の説明員として病院長、副院長、事務局長、看護部長が出席する。

### (座長及び副座長の職務)

第5条 座長は、会務を統括し、会議を主宰する。

2 座長に事故あるときは、副座長がその職務を代行する。

### (委員の任期)

第6条 委員の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

### (会議の招集)

第7条 懇話会は、座長がこれを招集し、議長となる。

2 懇話会は、定例会を年1回開催するものとする。ただし、座長は委員等から請求があった場合は、随時、臨時懇話会を招集することができる。

3 座長が必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

### (庶 務)

第8条 懇話会の庶務は、病院事務局総務経営管理室において処理する。

### (細 則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営その他必要な事項は、病院長が座長に諮り、別に定める。

### 付 則

この要綱は、平成18年12月1日から施行する。